

指定居宅介護支援運営規定

(事業の目的)

第一条 白鳥ケアサービス株式会社が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者及びその家族に対し、関係各機関との連携等、適切な介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第二条 本事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 二 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な介護サービスの選定の援助、調整を行い、利用者の日常生活上の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。
 - 三 事業の実施に当たっては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉各サービス機関との綿密な連携を図り、総合的かつ効果的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 四 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 白鳥ケアサービス 居宅介護支援事業所
- 二 所在地 鳥取県米子市二本木 538-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（常勤） 1名
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 3名以上（内、1名は管理者兼務）
訪問調査、居宅サービス計画の作成及び関係機関との連絡調整等、居宅介護支援事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第五条 指定居宅介護支援事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日とする。但し、国民の休日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第六条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所：自宅・事業所の相談室
- 二 使用する課題分析表の種類：課題分析標準項目に沿ったアセスメントシートを使用し課題の整理・分析を行う
- 三 サービス担当者会議の開催場所：自宅・事業所の相談室
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低1か月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ訪問する。

(利用料等)

第七条 指定居宅介護支援の利用料等は、次のとおりとする。

- 一 利用料 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者負担はない。
- 二 その他の費用 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合、次の額を徴収できるものとする。
 - (1) 通常の事業の実施地域外から片道 20 km未満 1000 円
 - (2) 通常の事業の実施地域外から片道 20 km以上 2000 円

- 三 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の実業の実施地域)

第八条 通常の実業の実施地域は、米子市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第九条 介護支援専門員は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情を処理するための措置の概要)

第十条 苦情があった場合は、ただちに管理者が相手方に連絡を取り、直接出向く等して詳しい事情を聞くとともに、必要な処置を講ずるものとする。さらに必要がある場合はサービス担当者会議を開く等により、再発防止に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第十一条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 二 事業所が得た利用者の個人情報については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第十二条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 五 前項第一号に規定する委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第十条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- 一 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修等の機会を随時設けるものとし、又、業務体制を整備する。
- 二 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であつたものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者が定めるものとする。

附 則

この規定は、平成12年3月1日から施行する。

この規程は、平成16年3月15日から施行する。

この規程は、平成23年7月25日から施行する。

この規定は、平成27年5月18日から施行する。

この規定は、平成27年6月1日から施行する。

この規定は、平成27年12月16日から施行する。

この規定は、平成29年3月11日から施行する。

この規定は、平成29年9月19日から施行する。

この規定は、平成30年11月16日から施行する。

この規定は、平成31年2月1日から施行する。

この規定は、令和5年11月16日から施行する。